

令和 7 年度介護保険施設等の 運営指導、監査について

〔施設サービス、居宅サービス対象〕

令和 7 年度介護保険施設等の運営指導、監査について

1. 令和 7 年度運営指導の実施状況

(1) 実施件数

(2) 指摘件数

(3) サービス別指摘件数内訳

2. 運営指導、監査における主な指摘事項

1 令和7年度運営指導の実施状況

1 令和7年度運営指導の実施状況

令和8年2月現在

(1) 実施件数

○施設サービス 33件（前年度27件）

○居宅サービス 29件（前年度27件）

(2) 指摘件数（延数）

○施設サービス 文書指摘 14件 口頭指摘 146件

（前年度 文書指摘 6件 口頭指摘 126件）

○居宅サービス 文書指摘 9件※ 口頭指摘 34件※

（前年度 文書指摘 10件 口頭指摘 31件）

※併設型短期入所等で施設と一体的に運営される事業所への指摘は含めていない。

1 令和7年度運営指導の実施状況

(3) サービス別指摘件数内訳

サービス種類	運営指導 実施件数	口頭指摘件数				文書指摘件数			
		運営	処遇	報酬	計	運営等	処遇	報酬	計
訪問系サービス	5	5	1	2	8	2	0	3	5
通所系サービス	4	4	2	3	9	0	0	0	0
短期入所生活介護、 特定施設入居者生活介護 ※1	3	4	4	5	13	4	0	0	4
介護老人福祉施設 ※2	31	40	39	14	93	1	3	1	5
介護老人保健施設等※3	19	28	18	11	57	4	2	3	9
計	62	81	64	35	180	11	5	7	23

※1 併設型短期入所生活介護を除く。

※2 併設する短期入所生活介護を含む。

※3 介護医療院及び併設する短期入所療養介護を含む。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○重要事項説明書

(1) 指摘例

- ・重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等についてわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明すること。
- ・重要事項説明書を交付した場合は、交付した事実がわかるよう証跡を残すこと。

(2) 運営基準【全サービス】

- ・サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について申込者の同意を得なければならない。

確認例

苦情処理の体制について、利用者の保険者である市町村等の案内を確認（特に市町村外、県外の利用者の場合その市町村等を記載または案内しているか）

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○掲示

(1) 指摘例

- ・ 運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の重要事項は、原則としてウェブサイトに掲載すること。（令和7年4月1日から適用）

(2) 運営基準【全サービス】

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の重要事項を掲示しなければならない。
- ・ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の掲示に代えることができる。
- ・ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

確認例

掲載している重要事項等は最新の情報になっているか確認

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○訪問介護計画

(1) 指摘例

- ・ 訪問介護計画について作成されないままサービス提供が行われている。
- ・ 訪問介護計画に記載された目標期間が過ぎても計画が変更、更新されていない。

(2) 運営基準【訪問介護】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
- ・ 訪問介護計画は居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 訪問介護計画を作成した際には、利用者に交付しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○口腔衛生

(1) 指摘例

- ・入所者毎の施設入所時及び月 1 回程度の口腔の健康状態の評価が行われていない。
- ・技術的助言及び指導に基づいた、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画が作成、見直しされていない。

(2) 運営基準【施設サービス、特定施設入居者生活介護（※）】

（※）施設サービスは令和 6 年 4 月 1 日より義務化

特定施設入居者生活介護は令和 9 年 3 月 31 日までは努力義務

- ・入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○口腔衛生

(2) 運営基準【施設サービス、特定施設入居者生活介護（※）】

・口腔衛生の管理の具体的な取組内容

- ①歯科医師等が、介護職員に対して行った口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②当該施設の従業者又は歯科医師等が、入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- ④当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」
(令和6年3月15日付け厚生労働省通知) より

別紙様式6-1（介護保険施設）

口腔衛生の管理体制についての計画

策定日	年 月 日
作成者	
助言を行った歯科医師等	歯科医療機関
	歯科医師名
	連絡先
助言の要点	☐ 入所者のリスクに応じた口腔清掃等の実施
	☐ 口腔清掃にかかる知識・技術の習得の必要性
	☐ 食事状態、食形態等の確認
	☐ その他（ ）
	☐ 現在の取組の継続
実施目標	☐ 施設職員に対する研修会の開催
	☐ 口腔清掃の用具の整備
	☐ 口腔清掃の方法・内容等の見直し
	☐ 歯科専門職による入所者の口腔衛生管理等
	☐ 歯科専門職による食事環境、食形態等の確認
	☐ その他（ ）
☐ 現在の取組の継続	
施設職員等による入所者の口腔の健康状態の評価	各入所者の入所時及び（ ）週・月に1回 ※週・月のいずれかに○をつける。
具体的方策 (実施時期、実施場所、 主担当者など)	
留意事項、特記事項等	

歯科医師等からの助言を元に作成

別紙様式6-3

口腔の健康状態の評価及び情報共有書

年 月 日

利用者氏名	(ふりがな)	男・女
	年 月 日生	
※基本情報は、入所時評価以外は変更が無ければ記載の省略可		
基本情報	要介護度	☐ 要支援 (□ 1 □ 2) ☐ 要介護 (□ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5)
	基礎疾患	☐ 脳血管疾患 ☐ 骨折 ☐ 誤嚥性肺炎 ☐ うっ血性心不全 ☐ 尿路感染症 ☐ 糖尿病
		☐ 高血圧症 ☐ 骨粗しょう症 ☐ 関節リウマチ ☐ がん ☐ うつ病 ☐ 認知症 ☐ 褥瘡
	(※上記以外の)	☐ 神経疾患 ☐ 運動器疾患 ☐ 呼吸器疾患 ☐ 循環器疾患 ☐ 消化器疾患 ☐ 腎疾患
		☐ 内分泌疾患 ☐ 皮膚疾患 ☐ 精神疾患 ☐ その他
	誤嚥性肺炎の発症・既往	☐ あり (直近の発症日: [西暦] 年 月 日) ☐ なし
	麻痺	☐ あり (部位: ☐ 手 ☐ 顔 ☐ その他) ☐ なし
	摂食方法	☐ 経口のみ ☐ 一部経口 ☐ 経管栄養 ☐ 静脈栄養
	かかりつけ歯科医	☐ あり ☐ なし
	現在の歯科受診について	直近1年間の歯科受診 ☐ あり (最終受診日: [西暦] 年 月 日) ☐ なし
義歯の使用	☐ あり (□ 部分・□ 全部) ☐ なし	
口腔清掃	☐ 自立 ☐ 部分介助 (介助方法:) ☐ 全介助	
現在の処方	☐ あり (薬剤名:) ☐ なし	

【口腔の健康状態の評価】

☐ 入所時 ☐ 2回目以降 (前回: 年 月 日)

記入者氏名: (職種:)

項目番号	項目	評価	評価基準
1	開口	☐ できる ☐ できない	・上下の前歯の間に指2本分 (縦) 入る程度まで口があかない場合 (開口間3 cm以下) には「できない」とする。
2	歯の汚れ	☐ なし ☐ あり	・歯の表面や歯と歯の間に白や黄色の汚れ等がある場合には「あり」とする。
3	舌の汚れ	☐ なし ☐ あり	・舌の表面に白や黄色、茶、黒色の汚れなどがある場合には「あり」とする。
4	歯肉の腫れ、出血	☐ なし ☐ あり	・歯肉が腫れている場合 (反対側の同じ部分の歯肉との比較や周囲との比較) や歯磨きや口腔ケアの際に出血する場合は「あり」とする。
5	左右両方の奥歯でしっかりかみしめられる	☐ できる ☐ できない	・本人にしっかりかみしめられないとの認識がある場合または義歯をいれても奥歯がない部分がある場合は「できない」とする。
6	むせ	☐ なし ☐ あり	・平時や食事時にむせがある場合や明らかに「むせ」はなくても、食後の痰がらみ、声の変化、息が荒くなるなどがある場合は「あり」とする。
7	ブクブクうがい※1	☐ できる ☐ できない	・歯磨き後のうがいの際に口に水をためておけない場合や頬を膨らませない場合や膨らました頬を左右に動かせない場合は「できない」とする。
8	食物のため込み、残留※2	☐ なし ☐ あり	・食事の際に口の中に食物を飲み込まずためてしまう場合や飲み込んだ後に口を開けると食物が一部残っている場合は「あり」とする。
その他	自由記載:		・歯や粘膜に痛みがある、口の中の乾燥、口臭、義歯の汚れ、義歯がすぐには外れる、口の中に菜が残っている等の気になる点があれば記載する。

※1 現在、歯磨き後のうがいをしている場合に限り確認する。(誤嚥のリスクも鑑みて、改めて実施頂く事項ではないため空欄可)

※2 食事の観察が可能な場合は確認する。(改めて実施頂く事項ではないため空欄可)

歯科医師等※による口腔内等の確認の必要性	☐ 低い ☐ 高い	・項目1～8について「あり」または「できない」が1つでもある場合は、歯科医師等による口腔内等の確認の必要性「高い」とする。 ・その他の項目も参考に歯科医師等による口腔内等の確認の必要性が高いと考えられる場合は、「高い」とする。
----------------------	---	--

利用者ごとに月1回程度評価実施

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(1) 指摘例

- ・感染症に係る業務継続計画について、「新型コロナウイルス感染症」のみの記載となっており、他の感染症も含めた形で再検討すること。
- ・計画に係る訓練は、年2回以上実施し、内容を確認できる証跡を残すこと。

※施設サービスと特定施設入居者生活介護を除くサービスについては研修及び訓練の回数は年1回以上となる。

(2) 運営基準

- ・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(2) 運営基準

可能な取扱い

①他サービス事業者との連携等による業務継続計画の策定、研修及び訓練

②感染症及び災害の業務継続計画の一体的な策定

…感染症及び災害の内容の違いを明確に位置づけた上で作成すること

③感染症に係る業務継続計画と感染症の予防及びまん延の防止のための指針の一体的な策定

…業務継続計画として独自に求められる内容を適切に含めること

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(2) 運営基準

可能な取扱い

④災害に係る業務継続計画と非常災害に関する具体的計画の一体的な策定

…業務継続計画として独自に求められる内容を適切に含めること

⑤感染症の業務継続計画に係る研修又は訓練と感染症の予防及びまん延防止のための研修又は訓練の一体的な実施

…業務継続計画独自の内容（非常時の体制で早期に業務再開を図るための内容）も含んだ形の研修又は訓練を計画すること

⑥災害の業務継続計画に係る訓練と非常災害対策に係る訓練の一体的な実施

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○業務継続計画

(3) 注意点

- ・業務継続計画の策定がされていない場合、減算の対象となる。

○業務継続計画未策定減算【全サービス（※）】

- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について減算

減算割合

施設・居住系サービス	所定単位数の $97/100$	で算定
その他のサービス	所定単位数の $99/100$	〃

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○各種研修、訓練の実施について

法令で定められた主な研修、訓練の最低回数

	訪問・通所系等 ※1	短期入所系	特定施設	施設サービス
身体的拘束 適正化	なし	研修 年2回＋新規採用時		
感染症	研修 年1回＋新規採用時 訓練 年1回		研修 年2回＋新規採用時 訓練 年2回	
業務継続計画	研修 年1回＋新規採用時 訓練 年1回 ※2		研修 年2回＋新規採用時 訓練 年2回	
事故防止	なし			研修 年2回 ＋新規採用時
虐待防止	研修 年1回＋新規採用時		研修 年2回＋新規採用時	

※1 居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を含む。

※2 居宅療養管理指導については業務継続計画の研修、訓練は令和9年度から義務化

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○各種研修、訓練の実施について

(1) 指摘例

- ・感染症の予防及びまん延の防止に関する訓練を年1回（サービス種によっては2回）以上実施すること。
- ・虐待防止の研修について、実施した記録を残すこと。

○研修、訓練を行った場合は内容がわかるように記録を残すこと

○研修と訓練を一体的に実施する、あるいは関係性の深い複数の研修を一体的に実施する場合は、それぞれの内容を含んでいることがわかるように計画すること
例) 身体拘束適正化かつ虐待防止の研修の場合、身体拘束に関する内容と虐待に関する内容、両方が明らかに含まれる必要がある

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○協力医療機関【施設サービス、特定施設入所者生活介護】

(1) 指摘例

- ・入所者の病状の急変時等に備えるため、連携体制を備えた医療機関として協力医療機関を定めておくよう努めること。(※)
- ・協力医療機関の名称等を、年に1回以上、県に届け出ること。
- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

(※) 協力医療機関の設定については令和9年度から義務化

まだ協力医療機関を定めていない事業所は令和8年度中のご対応をお願いします

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○協力医療機関【施設サービス、特定施設入所者生活介護】

(2) 運営基準

- ・入所者の病状の急変時等に備えるため、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。（令和9年3月31日までは努力義務）
 - ①入所者の病状が急変した場合等において**医師又は看護職員が相談対応**を行う体制の常時確保
 - ②診療の求めがあった場合において**診療**を行う体制の常時確保
 - ③入院を要すると認められた入所者の**入院を原則として受け入れる体制の確保**
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- ・**第二種協定指定医療機関**との間で、**新興感染症の発生時等の対応**を取り決めるように努めなければならない。
- ・協力医療機関が**第二種指定医療機関**である場合は、**新興感染症の発生時等の対応**について協議を行わなければならない。
- ・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び入所させることができるように努めなければならない。
- ・**協力歯科医療機関**を定めておくよう努めなければならない。

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○虐待防止

(1) 指摘例

- ・虐待の防止のための指針について、必要な項目が不足している。
- ・虐待が疑われる事案の連絡があった場合は、虐待防止のための指針やマニュアルに基づき、適切に対応すること。

(2) 運営基準

- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、従業者への周知徹底

②虐待の防止のための指針の整備

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施

④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 運営指導、監査における主な指摘事項

(2) 運営基準

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の定期的な開催、従業者への周知徹底

委員会の検討内容	
虐待防止検討委員会その他施設内の組織	虐待の防止のための指針の整備
虐待の防止のための職員研修の内容	従業者が相談・報告できる体制整備
高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
再発の防止策の効果についての評価	

2 虐待の防止のための指針の整備

必要項目一覧	
施設における虐待の防止に関する基本的考え方	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	成年後見制度の利用支援に関する事項
虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
その他虐待の防止の推進のために必要な事項	

2 運営指導、監査における主な指摘事項

(2) 運営基準

【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）（※）】

虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が講じられていない場合、減算規定がある

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の周知

②虐待の防止のための指針

③従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な開催

④①～③を適切に実施するための担当者の設置

（※）福祉用具貸与については、令和9年3月31日までは適用しない。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

減算割合 所定単位数の $99 / 100$ で算定

2 運営指導、監査における主な指摘事項

(3) 高齢者虐待に関する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待等の件数の推移（秋田県内）

		R3	R4	R5	R6
養介護施設従事者等による高齢者虐待（推移）	相談・通報件数	16	14	18	19
	虐待の事実が認められた件数	6	4	7	4

出典：令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(秋田県の状況)

虐待発生要因…法人経営層の課題、組織運営の課題、職員の課題、高齢者の状況など、複数の要因が組み合わさっている

○経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足 ○職員の指導管理体制が不十分
○職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
○職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足 など

美の国あきたHP参考URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/90212>

2 運営指導、監査における主な指摘事項

○非常災害対策

(1) 指摘例

- ・ 非常口の段差を解消し、非常時においても車椅子が通行可能であるよう対策を講じること。(共通)
- ・ 非常用電源燃料や備蓄食品、用水（飲用、トイレ用等）について有事を想定して準備すること。
- ・ 非常災害時の施設間・地域の連携について、予め準備すること。

○その他施設設備関係

(1) 指摘例

- ・ 医務室等に職員がいない場合、施錠すること。
- ・ 機械室(ボイラー室)に可燃物等を置かないこと。
- ・ リネンの搬入・搬出に当たっては、感染予防の観点から、導線が交わらないようにすること。